

研究倫理審査にかかるフローチャート

・研究計画を立てる前に、必ず研究倫理研修を受講してください。
 ・特に、アートセラピー、芸術療法、音楽療法などの「セラピー」、「療法」といった概念や「アートによる癒し」、「アートという薬」、「アートの力」、「社会的処方」などの文脈に含まれる、実験型・体験型のワークショップ、アンケート、インタビュー等を行おうとする学術上の研究の場合は、研修の受講だけでなく、下記の指針等も必ず確認してください。

- >> [日本心理学会 倫理規定](#)
- >> [人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針](#)
- >> [人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス](#)

①あなたが計画している研究は、人および人に関する情報やデータを対象とする、又は人由来試料を対象とするものですか。
 ※本学で考えられる例としては下記のようなものが該当します。
 ●(論文等として発表する予定の)研究のため、何らかのデータを収集する目的で、
 ・アンケートやインタビューを実施する
 ・実験型・体験型のワークショップを開催する など

NO → 人を対象とする研究ではありません。

YES →

②あなたが研究に使用する人に関する情報やデータまたは人由来試料は下記の2つの条件をすべて満たしますか。
 ・公的に入手可能な既存のものである
 ・いかなる手段によっても被験者が特定できない

YES → 申請不要です

NO →

③あなたの計画している研究は、「研究倫理審査」に関するチェックシートの項目について、ひとつでも「はい」がありますか

NO → 申請不要です

YES →

④あなたが計画している研究は生命科学・医学系の研究ですか

【生命科学・医学系の研究の定義】下記のいずれか
 (1)人(情報、試料を含む)を対象として、「傷病の成因および病態の理解」や「傷病の予防方法、医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証」を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得るために行う研究
 (2)人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得るために行う研究

YES → 本学での研究倫理審査は、人文社会系を対象としており、生命科学・医学系の研究は審査を行うことができません。適切な外部機関で審査を受けてください。
 ※「傷病」には身体的なもののみならず精神的なものも含まれます

NO →

※申請(新規・変更とも)は必ず研究開始前に申請してください。また申請する研究は、承認後に研究を開始してください。承認前に開始した場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

本学で申請を受け付けます。

↓

事務局での申請書内容の確認

↓

受理 / 不受理

↓

研究倫理審査会での審査

↓

審査結果の通知

①承認 → 研究開始

②条件付き承認 → 条件の充足確認 → 研究開始

③変更の勧告 → 計画変更 → 再申請

④不承認 → 再申請

※②、③の場合、審査結果通知後、3か月以内に条件充足の確認又は計画変更がない場合は申請取り下げとみなします。

※研究開始後に研究計画を変更したい場合は、申請書に承認された研究計画の計画変更である旨を明記の上、再度申請してください。